

第 1 1 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 1 1 月 6 日（火）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第39号から第42号)
日程第4 議事(議案第44号から第47号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(22人)

1番	石庭 文男	3番	熊西 忠治
4番	土合 正夫	5番	中井 敏男
6番	山下 隆之	7番	横山 實
8番	石井 寿男	9番	前花 敏子
10番	山崎 秋夫	11番	永森 薫
12番	三島 博	13番	大松 治雄
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	19番	向井 隆一
20番	山谷 孝芳	21番	田中 智浩
22番	佐伯 洋作	23番	橋爪 秀夫

欠席委員(2人)

2番	山崎 良吉	24番	永野 邦夫
----	-------	-----	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第39号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第40号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第41号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第42号	農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第47号	農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

庶務係長 安元 啓二 主 任 坂木 茂利

射水市農林水産課

主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第11回の射水市農業委員会総会を開会いたします。本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「2番 山崎良吉委員」「24番 永野委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「1番 石庭委員」「3番 熊西委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第39号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第39号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第40号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第41号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

4番の件についてですが、田んぼとコンビニの境の擁壁工事をするだけでも一時転用の届出をださないといけないんですか。
なにか厳しいような気がしますけどね。
期間も2ヶ月間足らずだし。

事務局(安元)

この件については、事前に申請者側から問い合わせがありましたので、
県に確認をしております。
それによると、一定期間、農地を作業用通路や資材置場など、農地以外の
目的で使用されることになるので、届出が必要との回答でした。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。
（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第42号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

永森委員

議案にある1番と2番の さんについて教えてください。
解約の理由が借人変更となっておりますが、この方って体でも壊されて耕作ができなくなられたのですか。

事務局(安元)

家庭の事情により、請け人を変更されると聞いております。

永森委員

1番と2番

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。
（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第44号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

なお、4番の案件につきましては、21番の田中委員が譲受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

（田中委員退席）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書5ページと6ページをご覧ください。
今回は5件ございます。

【議案第44号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件のうち、1番目は農地保有合理化事業により、農林水産公社から所有権移転を受けるもの。

2番目と3番目は、経営移譲を目的とする使用貸借権の設定。

こちらは、先ほどの18条解約の報告にあった さんが娘さんに権利設定し直されるための申請です。

4番目は経営規模拡大を目的とした所有権移転です。

5番目は経営移譲を目的とする使用貸借権の設定です。

以上の案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

事務局より田中委員に着席をいただくよう伝えてください。

（議案第45号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第45号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第45号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は、農家住宅の敷地を拡張するための申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番については、地元の山崎良吉委員より説明をいただくところがありますが、本日は欠席ですので、代わりに事務局より説明をお願いします。

事務局(安元)

それでは山崎委員に代わって説明をさせていただきます。

申請者の自宅は、県道 線沿いにあり、現在計画が進められている道路拡幅工事により、宅地の一部が道路用地として収用されることになりました。

手続きの際に、自宅の公図や登記簿謄本を確認したところ、敷地の一部が農地のままであることが判明いたしました。

このため、このような無断転用状態を是正するために、今回始末書を添えて申請をされたものです。

今回の転用により、周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

会長以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第45号の1番について説明をさせていただきます。

農地区分は、申請地が上水道管と下水道管が埋設されている県道の沿道の区域にあり、保育園まで320mと公民館まで240mの位置にあることから、これを第3種農地と判断します。目的も農家住宅敷地の拡張であることから、やむをえないと考えます。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第45号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

(議案第46号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第46号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は8件ございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第48号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は分譲住宅敷地への転用を目的とする申請。
2 番は保育園の児童送迎用車両の駐車場を目的とする申請。
3 番は資材置場及び駐車場を拡張するための申請。
4 番は資材置場、5 番は一般住宅敷地として、
6 番は会社の駐車場敷地の拡張として
7 番と 8 番は住宅敷地の拡張でございます。

うち、3 番と 6 番の案件につきましては、いずれも農振農用地区域内にあることから、農振除外手続きも併せて手続中でございます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより順に地域の委員の意見を求めます。
1 番については、横山委員より説明をお願いします。

横山委員

譲受人は市内で不動産業を営んでおります。
今回の申請は、今年の 3 月にも申請のあった 地内の分譲宅地
造成の ための農地転用の第 2 期分でございます。前回の
申請に引き続き、排水路を隔てた西側に広がる 2 筆の農地を新たに転
用し、接続道路や公園等を含む、全体面積 3,054 m²、9 区画の分譲
住宅敷地を整備しようとするものです。
今回の申請を以って、当初計画区域内の農地転用は全て完了するもの
です。
申請にあたっては、近隣農地への影響はないものと思われ、地元土地
改良区及び生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番について、土合委員より説明をお願いします。

土合委員

譲受人は 地内で定員 名の保育園を運営する社会福祉法人
です。
設立当時は現在と比べて園児も職員も少なかったことから、敷地内の
駐車場は十分に足りていたそうですが、近年に至っては規模も大きく
なり、児童の送迎用及び職員の駐車場が慢性的に不足する状態が続いて
おります。
このため、昨年 8 月にも園に隣接する農地の一部を転用し、職員用
駐車場として許可を受けておりますが、今回はこれに続いて、通園児童
の送迎用駐車場として申請されたものです。
転用にあたっては、周辺への影響はないと思われ、地元自治会並びに
生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番について、前花委員より説明をお願いします。

前花委員

譲受人は 市内において工場等の機械の組み立てや解体、移動等プラント工事に関する事業を行なっております。

現在の場所は、平成 20 年より転用許可を受け、以来、資材置場及び重機の駐車場として利用しております。

これまでは、市 地内にある本社を中心に事業を行ってきたのですが、取引先や作業現場からも遠く、効率が悪いことから 市の本社で行っている事業の一部を今回申請する 地内に移転することになりました。

これにより、新たな作業場及び従業員用の駐車場が必要となったことから、現在の事務所に隣接する農地を譲り受け、転用しようとするものです。

転用にあたっては、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会及び土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4 番について、大松委員より説明をお願いします。

大松委員

譲受人は 地内において建築工事や道路清掃等を請け負う事業者です。

現在、事業用の建設重機や資材等を 地内にある 4 ヶ所に分散し事業を行なっております。

当初、資材置場を造成した頃には現在のように周りに住宅地が接近していなかったことから、特に問題はなかったのですが、最近では建設資材の搬出入や重機の移動、さらには冬季の夜間に除雪用の大型機械が出入する際に発生する騒音について、周辺の住民より苦情が寄せられるようになりました。

このようなことから、重機や資材の移動など騒音を伴う作業を集落より離れた場所へ移動するため、周辺で適地を探していたところ、ようやく適地が見つかり、地権者の同意も得られたことから申請の運びとなったものです。

議長（舟木会長）

5 番について、山下委員より説明をお願いします。

山下委員

譲受人は譲渡人の孫娘の夫にあたります。

結婚後、夫婦2人で 市内のアパートに暮らしておりましたが、現在は 地内にある妻の実家に戻り生活を共にしております。

来年、子供が誕生することになり、家族で話し合った結果、孫や両親の老後の面倒をみるのにも便の良い、実家近くの祖父所有の農地を転用して一戸建て住宅を建てることになりました。

今回の転用により近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番については、申請地が 地区と 地区であり、本来なら地元の山谷委員と土合委員より説明をいただくところではありますが、代表して山谷委員より説明をお願いします。

山谷委員

譲受人は市内の 企業団地で食品卸売業を営んでおります。

近年、大型スーパーの出店等により、取扱量、取扱高とも好調に推移し、現在の荷捌場だけでは対応しきれない状態となっていることから、本社敷地内にある従業員及び営業用車両の駐車場敷地に新たな物流ヤードを建設することになりました。

これにより、代替となる駐車場敷地を周辺において検討しましたが、適地がみつからず、隣接する農地の地権者と交渉を重ねた結果、ようやく合意に至ったことから、今回、申請の運びとなりました。

転用による周辺農地への影響はないと思われ、 地区及び 地区の両自治会並びに関係土地改良区、生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

7番と8番の案件については、地元の山崎良吉委員より説明をいただくところではありますが、本日欠席でありますので、代わりに事務局より説明をお願いします。

事務局（安元）

今回の譲受人の自宅は県道 線沿いにあり、現在計画が進められている道路拡幅工事により宅地の一部が道路用地として収用されることになりました。

このため、近隣で代替地を探していたところ、現在の場所に隣接する農地所有者より譲渡を受ける方向で話がまとまったことから、今回申請の運びとなったものです。

転用により、周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

ひきつづき、8番の件について説明します。

本申請についても今ほどの7番の件と同じく、現在計画が進められている県道戸出・小矢部線の道路拡幅工事により、申請者の自宅から離れた場所に建っている納屋の敷地が道路用地として収用されることになりました。

このため代替地として自宅横の農地所有者より譲渡を受けられるものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区や生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第46号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は市街化区域に近接し、一団の農地の広がりも10haに満たないことから、これを第2種農地と判断します。

通常ですと調整区域内農地での分譲住宅敷地の造成、いわゆるサラ地造成は認められておりませんが、今回の案件では地区計画及び地区整備計画を策定し、市、県において開発行為が可能と認められたことから、今回、転用申請ができるものです。

次に2番についてですが、当該地は市街化傾向区域にあることから、これを第3種農地と判断します。

3種農地であれば原則許可となりますが、目的も保育園の児童送迎用駐車場ということで、問題はないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の広がりの中にある10a未満の農地であることから、これを第1種農地と判断します。

本来ですと1種農地での転用は不許可ですが、必要性及び利用計画もやむをえないものと判断されます。

4番についても、3番と同様、申請地は10ha以上の広がりのある中の10a未満の農地であることから、これを第1種農地と判断します。

資材置場としての転用であり、原則不許可であります。移転せざるを得ない理由、さらには代替性と敷地の利用計画についても、別段問題はないものと判断します。

5番については1種農地内での申請であり、本来ですと不許可であります。必要性や代替性からもやむをえないと判断します。

6番は申請地が甲種と1種農地であり、本来、原則不許可であります。既存地拡張として許可される既存敷地の2分の1面積の範囲内にあることや、必要理由及び利用計画もやむを得ないと判断します。

7番については、申請地より500m以内に保育所と公民館が位置していること、あわせて、上水道管と下水道管が埋設されている県道に接していることから、3種農地と判断します。

3種農地では、原則許可となります。

8番についても、7番の許可基準の要件と同じく、3種農地となりますので、転用は別段、問題はないと判断します。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第46号については、許可相当と認め、富山県知事あて送付することに可決されました。

（議案第47号説明・表決）

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案14件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。
（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。
それでは、議案第号47号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第47号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議に当たられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第11回総会を閉会します。

（終了 午後3時26分）

その他報告事項

平成24年11月2日に実施した農地パトロールの結果を報告した。

平成24年度富山県委員研修大会への参加を要請した。

日時 / 平成24年11月15日（木）「とやま自遊館」ホール

次回開催場所と時刻について

総会開催日 11月30日（金）午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 石庭 文男

署名委員 熊西 忠治

第十一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十四年十一月九日
至 平成二十四年十一月三十日